

みなさん! マイバッグで お買い物しましょう!!



現在、日本国内では、1年間に300億枚のレジ袋が使われており、年間1人当たりおよそ230枚のレジ袋を使っていることとなります。

これを原油に換算すると、ドラム缶279万本分。日本が輸入する原油のほぼ1日分に匹敵します。レジ袋を使わなければ、その分の石油資源を節約することにつながります。

また、ただでもらっているレジ袋も、製造・加工・焼却の過程で1枚当たり約62gの二酸化炭素(CO₂)が発生します。

■マイバッグをつかうと...

町民の皆さんがレジ袋を使わないようにすると、**年間157トン**の二酸化炭素の削減につながります。貴重な資源を節約し、二酸化炭素(CO₂)を抑制するため、買い物はマイバッグを持って出かけましょう。

資源循環型のライフスタイルは、「無駄なものはもらわない、家庭に持ち込まない」ことから始まります。

みなさんのご協力をよろしくお願いします。



和水町のみんながレジ袋を断ると、どのくらいの効果があるのかなあ。

レジ袋削減による効果

約11,000人×230枚=約253万枚
(和水町人口) (1人当たりの年間使用枚数)
約253万枚×62g=1億5,686万グラム
(1枚当たりのCO₂)

約157トン

問い合わせ先 本庁 税務住民課 生活環境係 ☎0968・86・5723
総合支所 住民課 住民生活係 ☎0968・34・3111

九州統一マイバッグキャンペーンに参加しましょう!!

県では、レジ袋の削減に向け、10月の1ヶ月間「マイバッグキャンペーン」を実施します。

期間中は、一斉行動参加店において、レジ袋の無料配布中止(有料化)、「レジ袋は必要ですか」との声かけ、ポスターの掲示等により、マイバッグ持参運動を展開します。

一斉行動参加店は県のホームページに掲載します。

皆様のご理解とご協力をお願いします。

ホームページ

「熊本県マイバッグ一斉行動参加店」で

検索

◎期間：10月1日～10月31日

問い合わせ先 熊本県廃棄物対策課 ☎096・333・2277

季節性インフルエンザ接種助成事業のお知らせ

町では、住所を有する次の人にインフルエンザ接種の助成を行っています。

【高齢者】(①②のいずれかに該当する人)

- ①65歳以上(接種日現在)の人
- ②60歳以上65歳未満で内臓疾患の身体障害1級程度を有する人

【子ども】

- ・接種時に生後6か月以上、15歳(中学3年生)以下の人

接種回数	1回	接種回数	生後6か月以上13歳未満(小学6年生まで)：2回 13歳以上15歳以下(中学3年生まで)：1回
助成期間	10月1日(火)～12月31日(火)	助成期間	10月1日(火)～12月31日(火) ※13歳未満は、1回目を上記期間に接種されていれば、2回目は平成26年1月31日までを助成期間とします。
自己負担額	・玉名郡市の医療機関 1,000円(自己負担) ・山鹿市、熊本市植木町の医療機関 600円(自己負担) ※町からは、3,700円/1人を上限に助成を行います。 ※自己負担額は、各地区の医師会で異なります。	助成額	3,000円/1回(上限)
委託医療機関	和水町立病院、玉名郡市・鹿本郡市医療機関など ※町ホームページに委託医療機関一覧を掲載しています。 ※委託医療機関以外で接種を希望される場合は、お問い合わせください。	助成の受け方	①町内の3医療機関(和水町立病院、和水クリニック、森の里クリニック)では、助成額を超えた分をお支払いください。 ※接種を受ける際は、印鑑(認印可)をご持参ください。 ②①以外の医療機関では、一度全額接種費用をお支払いの上、役場窓口で助成の償還手続きを行ってください。 ※償還手続の際は、通帳と印鑑(認印可)、領収書、母子健康手帳などを持って、役場窓口にお越しください。(2回接種を受けられる方は、2回目を接種した後に申請してください。)

詳細につきましては、区長便を通じて各戸配布しておりますインフルエンザについての文書、または町ホームページをご覧ください。

問い合わせ先 本庁 健康福祉課 保健予防係 ☎0968・86・5724

お気軽にご相談下さい!

特別児童扶養手当・特別障害者手当・障害児福祉手当のお知らせ

	手当の概要	備考
特別児童扶養手当	20歳未満で身体・知的・精神に中度以上の障がいがあるお子さんを養育されている人に対して手当が支給される制度です。	
特別障害者手当	身体又は知的・精神に著しく重度の障がいがあり、日常生活に常に特別の介護を必要とする20歳以上の重度障がい者に対して手当が支給される制度です。	・身体障害者福祉法等に定める施設に入所されている人、病院又は診療所に3ヶ月を超えて入院されている人には支給されません。
障害児福祉手当	身体又は知的・精神に重度の障がいがあり、日常生活に常に介護を必要とする20歳未満の重度障がい者に対して手当が支給される制度です。	・身体障害者福祉法等に定める施設に入所されている方、障がいを支給事由とする年金を受給されている方には支給されません。

※各手当とも、受給者や介護義務者の所得に対し、所得制限が設けられています。

問い合わせ先 本庁 健康福祉課 障がい福祉係 ☎0968・86・5724
総合支所 福祉課 地域福祉係 ☎0968・34・3111(内線760)